

指定管理者制度に関する指針



稚内市

1 指定管理者制度について

地方自治法の一部改正（平成15年9月2日施行）により、多様化する住民ニーズにより効果的・効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図ることを目的として、指定管理者制度が導入されたところである。

2 指定管理者制度導入の考え方

施設の管理運営状況等に応じた具体的な導入方針は、次のとおりとする。

- (1) 現在、指定管理者制度を導入している施設については、特別な事情がない限り、現指定期間満了後も引続き指定管理者制度を適用する。
- (2) 現在、直営により運営している施設については、行政の役割を再確認するとともに、この制度が公の施設の機能を十分に発揮するのに最適な方法であるか否かを総合的に判断し、導入の推進を図る。
- (3) 新規に開設する公の施設のうち、民間事業者が既に事業展開している分野で、民間のノウハウの導入により、市民サービスの向上や施設の効果的かつ効率的な運営、財政効果が図られるなど、導入の効果が期待できる施設については、開設時から指定管理者制度を導入する。

3 指定の期間

指定管理者の指定期間は、5年間とする。

ただし、年度途中からの指定など特別な理由がある場合は、別に期間を定めることができる。

4 経費の負担

指定管理者が管理を行うために必要な経費を賄う方法は、次のとおりとする。

- (1) 全てを市からの委託料（指定管理料）で賄う。
- (2) 一部を市からの委託料（指定管理料）で、残りを利用料金で賄う。
- (3) 全て利用料金で賄う。

なお、サービス向上による収入増や、民間ノウハウを引き出すインセンティブを働かせることによる市及び指定管理者の会計事務効率化を期待できることから、施設の性質や管理及び収支の状況を検証しながら、利用料金制度の導入を積極的に検討するものとする。

利用料金制度＝地方自治法第244条の2第8項の規定により、指定管理者が施設の利用に係る料金を収入として収受できる制度。利用料金制度を採用した場合、指定管理者が市の承認を受け、原則、条例で定める施設の使用料金（利用料金）の範囲内で、利用料金を定めることができる。

また、指定管理者は、市の定める指定管理業務とは別に独自で企画する自主事業を実施し、収益を自らの収入とすることができるが、それらの収入についても、原則として、当該施設の利用促進などサービスの質の向上に充てられるべきものとする。

5 設置条例の制定及び改正

指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲、その他必要な事項等については、条例で規定する。これら条例で規定すべき事項については、それぞれの施設ごとに盛り込む内容が異なるため、それぞれの所管課において設置条例の制定又は改正を行う。

(1) 制定・改正の時期

指定管理者を募集する際には、設置条例に係る管理の基準及び業務の範囲等を明示することとなっているので、遅くとも指定管理者の指定議案を提出する議会の一つ前の議会に設置条例の制定又は改正案を提出する。

(2) 設置条例に規定する事項

① 指定管理者に施設の管理を行わせることができる旨の規定

② 指定管理者が行う管理の基準

施設を利用するにあたっての基本的な条件（開館時間、休館日、使用料金、使用制限の要件等）や施設の適正な管理を行う上で必要不可欠な業務運営の基本的事項等を規定する。

③ 指定管理者が行う業務の範囲

指定管理者が行う管理業務について、その具体的な範囲を規定する。施設の使用許可や維持管理、管理運営業務等に関する具体的な範囲を各施設の目的や性格に応じて規定する。

④ 利用料金制度に関する事項

利用料金を指定管理者の収入として収受させる場合は、利用料金制度に関する事項を規定する。

6 指定管理者の募集

(1) 公募の実施

指定管理者の選定は、公募により行うものとする。この際、施設の性格及び設置目的などにより、応募資格に一定の条件を付して公募することができる。

なお、以下のような場合には公募によらないで指定管理者を選定することができるものとする。

① 地域の人材を積極的に活用した管理運営を行うことで、地域の活性化が図られるなど、事業効果が相当程度期待できる場合。

② 施設業務の特殊性などの理由から、適正な管理運営が行うことができる団体の公募が困難であると認められる場合。

③ 施設の管理上、緊急に指定管理者を指定しなければならない場合。

④ 公募を行った結果、応募団体がなく、再公募を行う暇がない場合。

⑤ その他、公募に付することが適当でないと認められる場合。

(2) 募集方法・募集期間

募集にあたっては、広報紙やホームページ等を活用しながら、指定管理者の指定を希望する団体が十分に検討できる原則1ヶ月以上の募集期間を設定し、施設の詳細な情報等を提供するとともに、必要に応じて説明会等を開催する。なお、指定管理者の募集にあたっては、関係者に広く周知させるため「告示」する。

(3) 募集の単位

原則、個々の施設毎に募集を行うこととするが、施設間の運用面での効率化の観点から、複数の施設を同一の指定管理者にまとめて管理させることが適当と判断できる場合は、複数の施設を一括して募集を行うことができるものとする。

(4) 募集要項等の作成

概ね、次の事項を記載した募集要項を所管課において作成する。また、指定管理者が行う業務内容について具体的に示した業務仕様書等を、必要に応じて別に作成する。

なお、公募を行わない施設にあっても、募集要項等に準じた書類を作成することとする。

① 施設の概要

施設の名称、施設の設置目的、所在地、設置条例、施設の面積・構造などの施設の概要を明記する。

② 施設の管理運営業務の範囲（指定管理者が行う業務など）

基本的には設置条例に規定した内容を記載するものであるが、その具体的な内容も明記する。（なお、その内容については別に仕様書等を作成し配布することができる。）

③ 利用料金制度に関する事項

利用料金制度を導入する場合は、その旨を明記する。また、その場合は、指定管理業務に伴う収益及び損失の取扱いを明記する。

④ 管理に要する経費

管理経費（指定管理料）については、収支見積書において応募団体から提案を求めることとなるが、あらかじめ管理に必要と考えられる経費総額を積算しておき、事業計画書、収支計画書等の作成目安となる金額（指定管理料基準額）を明記する。また、最終的な指定管理料の額や支払い時期及び支払い方法は、市と指定管理者が締結する協定書により別途定める旨を明記する。

⑤ 管理の基準

基本的には設置条例に規定した内容を記載するものであるが、関係法令等の遵守事項、使用料の減免等、具体的な内容を明記する。

⑥ 公募スケジュール等

募集要項等の配布、公募説明会、公募に関する質問、応募書類の受付、選定委員会の開催、選定結果の通知、指定議案の提出、指定の通知、協定の締結等を明記する。

⑦ 応募資格

ア 応募に際して必要な資格要件を付する場合はその旨を明記する。

- ・ 稚内市内に事務所等の活動拠点を〇年以上有する法人又は、その他の団体であること。
- ・ 施設を管理するにあたって資格や免許が必要な場合は、その資格等を有していること。

イ 応募することができない者は、次の事項を基本とし、さらに各施設の性格や機能等を考慮して個々に定めることができるものとする。

- ・ 法律行為を行う能力を有しない者。
- ・ 破産者で復権を得ない者。
- ・ 国税、道税、市町村税、固定資産税、消費税及び地方消費税等を滞納している者。
- ・ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の再生手続の開始の申立てをしている者。

- ・ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団員若しくは役員が暴力団等の構成員である者。
- ・ 市における一般競争入札等の参加を制限されている者。
- ・ 稚内市における指定管理者の指定の手續きにおいて、公正な手續きを妨げた者、又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者。
- ・ 地方自治法第244条の2第11項に規定する指定の取消しを受けたことがある者。

⑧ 応募申請書類

申請書類の種類や記載事項及び提出部数等について明記する。また、申請書類の審査後の取扱いについても明記する。

⑨ 選定方法・選定基準

提出された申請書類に基づき、稚内市指定管理者選定委員会において審査を行い、応募団体の中から候補者を選定、必要に応じてプレゼンテーションを実施する旨を明記する。

⑩ 指定期間

施設の設置条例に規定した指定期間を明記する。

⑪ 協定

事業計画に関する内容のほか、事業報告及び業務報告、利用料金、施設の管理経費、指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項、個人情報の保護、責任区分、緊急時の対応など、市と指定管理者の協議によりその詳細について協定を締結する旨を明記する。

⑫ 市と指定管理者のリスク分担

従来の管理委託契約と異なり、「指定」という行政処分によって公の施設の管理を市に代わって指定管理者に行わせるということから、これまで主に市が担ってきたリスクを適切に指定管理者にも分担させることが求められるものであり、それらリスクに対する責任の区分を明記する。

⑬ 事業報告等

指定管理者は毎年度終了後に、当該公の施設の管理業務に関し事業報告書を作成し、市に提出しなければならない旨を明記する。

⑭ その他

ア 公租公課については、指定管理者は原則として法人税、法人市・道民税及び事業所得税等の課税対象となり、それを負担しなければならない旨を明記する。（詳しくは、税務関係の官公署に問い合わせのうえ応募書類を作成する旨も明記する。）

イ 業務全部の第三者委託の禁止、個人情報の保護、情報公開、守秘義務、指定の取消し等に関する事項について明記する。

ウ 民間事業者の持つノウハウを活かし、各施設において提供するサービスの質の向上や、施設の利用率の向上を図る観点から、指定管理者が施設を活用（行政財産の目的外使用）し、自らの費用と責任において行う自主事業の提案を求める旨を明記する。

エ 指定管理者が協定の締結までに経営状況の急激な悪化等により、事業の履行が確実でないと思われる場合には、指定を取消し、協定を締結しないことができる旨を明記する。

7 候補者の選定

(1) 選定委員会の設置

指定管理者の選定については、公平かつ適正な審査を行うため「稚内市指定管理者選定委員会規程」に基づき、稚内市指定管理者選定委員会を設置し、候補者を選定する。

① 委員会は、以下の事項を審議する。

ア 指定管理者の公募に関すること。

イ 指定管理者の指定の申請をした法人等に係る当該申請内容に関すること。

ウ ア及びイに掲げるもののほか、指定管理者の選定等に関し必要な事項に関すること。

② 応募団体の資格審査等については、施設の所管課が確認のうえ、選定委員会の審議に付するものとする。

(2) 選定にあたっての選定基準・審査項目

① 選定基準

ア 管理運営計画書の内容が住民の平等な利用が図られるものであるとともに、サービスの向上が図られるものであること。

イ 計画書の内容が施設の適切な維持管理を図ることができるものであるとともに、管理に係る経費の縮減が図られるものであること。

ウ 管理運営計画書に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有していること。

エ ウに掲げるもののほか、施設の設置目的を達成するために十分な能力を有していること。

② 審査の項目

ア 施設管理運営にあたっての基本方針

イ 施設管理運営業務及び事業活動の実施方針、実施内容

ウ 危機管理に対するの考え・体制

エ 収支計画等財務に関する提案内容

オ 応募団体の財務能力及び施設経営ノウハウ

カ 地域活動との関わりや地域に対する貢献

キ 環境保全、負荷低減の取組み

ク その他審査の観点に関連する事項

(3) 選定方法

選定にあたっては、選定基準に基づき審査項目別に点数を配分するなど、総合的な観点から評価し、最も適当と認められる団体を候補者として選定する。

公募によらず候補者を選定する場合や、応募団体が一団体であった場合においても、選定委員会に諮ることとする。

(4) 応募者に対するヒアリング

選定委員会は、必要に応じ、応募団体に対してプレゼンテーション等を実施し、提出書類の内容等について説明を受けることができる。

(5) 選定結果の通知

選定結果については、全ての応募団体に対して速やかに通知するとともに、市ホームページ等で公表するものとする。

(6) 選定委員会の会議の非公開

委員会の会議については、応募団体の具体的な技術情報や信用情報に関わる内容等が取り上げられるため、非公開とする。

(7) 候補者を選定できなかった場合の措置

選定委員会における選定の結果、施設の管理を行うに相当と認める団体がないと判断された場合は、改めて公募するか、市が直接管理するかを判断する。

8 指定管理料

(1) 指定管理者に対し支払う指定管理料については、あらかじめ管理に必要と考えられる経費総額を積算しておき、指定管理料基準額を設定することとし、最終的な指定管理料の額や支払い時期及び支払い方法は、市と指定管理者が締結する協定書により定める。

(2) 指定期間が複数年度にまたがることから、指定管理者を指定するまでに債務負担行為を設定する。なお、当該指定管理料は、毎年度の予算で市と指定管理者の協議のうえ決定するものとする。

9 指定の議決

指定管理者の指定は、次の事項について議会の議決を経て行う。

- (1) 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称
- (2) 指定管理者となる団体の名称
- (3) 指定の期間

10 指定管理者の指定

指定管理者の指定に係る議決を経た後に、行政処分として当該指定管理者の候補者を指定管理者に指定するものとする。また、速やかにその旨を告示するとともに、当該指定管理者候補者への通知及び市ホームページでの公表を行うものとする。

11 協定の締結

業務内容の詳細や指定管理者に支出する指定管理料の額・支払時期、個人情報保護、事業報告書の内容や提出時期など、指定管理者と市が協議して合意した内容について、協定として締結する。

(1) 基本協定の締結

指定管理者の指定の日から指定管理者としての業務の開始日までの間に、次の事項について基本協定を締結するものとする。

- ① 施設の概要
- ② 指定管理者の責務
- ③ 指定期間
- ④ 管理運営に係る業務等
- ⑤ 事業計画書及び事業報告書の提出
- ⑥ 事故及び損害の賠償
- ⑦ 指定の取消し及び業務の全部又は一部の停止

- ⑧ 個人情報保護
 - ⑨ 情報管理
 - ⑩ 再委託の禁止
 - ⑪ その他必要な事項
- (2) 年度協定の締結
- 指定期間における当該年度ごとに、次の事項について年度協定を締結するものとする。
- ① 年度協定の期間
 - ② 施設の管理運営に係る費用
 - ③ その他必要な事項

12 事業の検証及びモニタリング調査の実施

施設所管課は施設の設置者としての責任を果たす立場から、当該指定管理業務の検証について、以下のとおり取扱うこととする。

- (1) 毎年度終了後、指定管理者に管理運営業務の実施状況や経費の収支状況を記載した管理実績報告書を提出させ、管理運営状況について確認・検証を行う。
- また、必要に応じて施設の管理状況に関する資料の提出を求め、及び施設の実地調査を行い、不適切な状況に対しては、改善のための指示を行う。
- (2) 指定管理者と協議しながら、施設管理に係る市民ニーズの把握や利用者の要望等を施設運営に反映させるためモニタリング調査を行い、当該施設の適切な管理運営を図る。

また、所管課における検証結果を基に、全庁的に指定管理者制度導入の事業効果の視点から評価を行い、質の高い公共サービスを効率的に促進するとともに公の施設の安全かつ適正な管理を確保する。

13 指定の取消し等

- (1) 市が指定管理者に対して行った、前述の報告書・資料の提出要求、実地調査の申出、又は改善のための指示等に、指定管理者が応じない場合や、その他当該指定管理者による管理運営を継続することが適当でないと認められるときは、市はその指定を取消し、又は期間を定めて管理業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができるものとする。
- (2) 指定を取り消したことにより生じた損害に対し、市は指定管理者に賠償を命ずることができるものとする。

14 業務の引継ぎ

- (1) 指定管理者は、指定期間の始期から円滑に管理業務を実施できるよう、市又は前指定管理者と速やかかつ詳細な業務の引継ぎを行うものとする。
- (2) 指定管理者は、指定期間が満了するとき、又は指定が取消されたときは、市又は新たな指定管理者との円滑な業務の引継ぎに協力するとともに、管理に必要なデータ等を引渡すこととする。

15 P F I 事業により施設の管理運営を行う場合の取扱い

P F I 制度と指定管理者制度の関連については、「稚内市 P F I 基本方針（平成14年10月策定、平成22年6月改訂）」において、考え方や議決のスケジュール等について示している。その他、P F I 事業により施設の管理運営を行う場合の取扱いについては以下のとおりとする。

(1) 指定管理者候補者の選定

検討段階から両制度間の整合性を図り、P F I 事業契約の中に指定管理者制度を導入する旨をあらかじめ明記するほか、当該 P F I 事業者及び融資金融機関等とも綿密な協議を行うこととし、当該 P F I 事業者を指定管理者候補者に選定する。

また、この場合、指定管理者候補者を選定した旨を、稚内市指定管理者選定委員会に報告することとする。

(2) 指定期間

P F I 事業契約における運営・維持管理期間を指定期間と見なす。

(3) 協定

協定書の作成にあたっては、P F I 事業契約書との整合性を図り、両者の間に食い違いが生じない様、充分配慮すること。

なお、P F I 事業契約において毎年度支払う費用の算定方法等が詳細に定められること、また契約内容によっては年度内にも支払額の変動が起こり得ることから、指定管理に係る年度協定の締結を省略できることとする。この場合においても、原則、基本協定は締結し、これを単に協定という。

(4) 指定管理料

当該 P F I 事業契約における運営・維持管理期間に係る維持管理費をもって当該指定期間に係る指定管理料として取り扱うこととし、両者が別個の費用として解釈されることのないよう留意すること。

指定管理者制度導入フロー図

